

第 1 5 期第 3 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 午後 2 時 0 0 分

場 所：札幌市役所 1 8 階 第 2 常任委員会会議室

第15期第3回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	佐 藤 朋 子	出 席
4	氏 家 正 喜	出 席
5	上 山 雅 彦	出 席
6	吉 田 長 幸	出 席
7	藤 井 徹	出 席
8	宮 本 栄	出 席
9	大 西 智 樹	出 席
10	平 佐 雅 勝	出 席
11	橋 場 和 実	出 席
農地利用最適化 推進委員	畑 中 伸 一	議案第1号の調査員 として出席
農地利用最適化 推進委員	大 作 淳 史	議案第3号の調査員 として出席
農地利用最適化 推進委員	伊 藤 誠 吾	議案第3号の調査員 として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次 長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 石田 勇貴	
札幌市	農政課長 長倉 学	議案関係
	農業支援課長 木村 伸子	議案関係
	活用担当係長 阿部 永	議案関係
	担い手支援担当係長 柏木 陽	議案関係

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
議案第 3 号	現況証明について	
議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
議案第 5 号	市民農園整備促進法第 7 条第 3 項及び第 5 項の規定による 市民農園開設認定の変更に係る決定について	
議案第 6 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し 案について	
報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
報告第 2 号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第 3 号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
報告第 5 号	地域計画の変更案に係る意見について	
報告第 6 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	
報告第 7 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	
報告第 8 号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第 9 号	地目変更登記に係る登記官からの照会について（事務局長 専決）	

第15期第3回農業委員会総会 議事録

令和8年8月25日(火)

発言者	議 事 内 容
議 長	これより第15期札幌市農業委員会第3回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、委員総数11名中、出席者11名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号5番の上山委員と議席番号6番の吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案6件、報告9件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	1ページの申請番号55-303番につきましては、地区担当の畑中推進委員からご説明いたします。
畑中委員	推進委員の畑中です。それではご説明いたします。 申請番号55-303番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はヒガンバナ科の花き等を生産する予定の農家でございます。 場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。7月31日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。
振興係長	続きまして、2ページの申請番号70-302番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はウド、トウモロコシ等を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。8月6日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料2-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。 また、16ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通

発言者	議 事 内 容
振興係長	知」について、本件と関連いたしますので併せてご説明いたします。 番号70-202番につきましては、借主であった当譲受人に売却するため合意解約した旨の通知があったものでございます。 今回の申請にあたり、当該農地部分を分筆し、地番が変更となっているほか、測量により面積も変わっておりますが、実際に当譲受人が耕作する範囲に変更はございません。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、畑中推進委員は退席されます。 (畑中委員退席) 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農地係長	それでは説明いたします。 3ページの申請番号21-502番につきましては、市街化調整区域内の農地を駐車場にするため、農地を転用したいというものです。 場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。 申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北へ約10kmの市街化調整区域に位置する10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯はありません。 また、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2箇所以上の街区公園が存在することから、第3種農地と判断されます。 譲受人は、申請地から約700m離れた住宅地内に事務所を構えておりますが、従業員の通勤用車両や保有する業務用車両の増加に伴い、既存の敷地内駐車場が手狭となっていることから、新たな駐車場用地を必要としています。 次に資料3-2をご覧ください。 土地の利用計画は、乗用車置場が210㎡、4t高圧洗浄車置場が24㎡、通路・車両回転場が522㎡で、転用面積は756㎡となっております。 本申請は、第3種農地の転用であり、土地利用計画からみた転用面積

発言者	議 事 内 容
農地係長	も適正で、その他許可基準からみても許可相当と考えられ思われますので、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第3号「現況証明」について上程いたします。初めに申請番号30-013番について、代表の大作推進委員から説明をお願いいたします。
大作委員	推進委員の大作です。調査員を代表してご説明いたします。 4ページの申請番号30-013番につきまして、7月8日に橋場委員、北嶋推進委員と私の3人で現地調査を行いました。 申請地については資料4-1の位置図をご覧ください。 申請地の状況ですが、以前は所有者の父がほうれん草を栽培していましたが、栽培を停止し、平成15年頃から駐車場として使用されております。 このように、20年以上前から不耕作の状態で、砂利等が入り締め固まった土地の状態であることから、農地への復元は困難な土地です。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料4-2のとおりです。 このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(2)の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、申請番号75-005番について、代表の伊藤推進委員から説明をお願いいたします。
伊藤委員	推進委員の伊藤です。調査員を代表してご説明いたします。 申請番号75-005番につきまして、7月22日に平佐委員、川合推進委員と私の3人で現地調査を行いました。 申請地については資料5-1の位置図をご覧ください。 申請地の状況ですが、かつてはスイカやカボチャの栽培が行われてい

発言者	議 事 内 容
伊藤委員	たものの、平成23年頃から本格的な耕作が停止されました。その後、ご親族による家庭菜園が一部で営まれていましたが、高齢化に伴い2年前にそれも取りやめとなり、現在は土地全体に雑草が繁茂している状況です。 このように、不耕作となってから10年以上が経過しており、後継者も不在であることから、将来にわたって農業上の利用は見込まれない土地であると判断いたしました。 そのほか、申請地に係る調査内容は、資料5－2のとおりです。 このような状況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条(1)の「自然的に荒廃した土地で、不耕作の状態になってから10年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから、「非農地」として提案いたしました。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、大作推進委員は退席されます。 (大作委員退席) 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 5ページの申請番号20-613番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主は陸稲(リクトウ)を生産する農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料6－1の位置図をご覧ください。6月16日に事務局職員と山内元推進委員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料6－2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は3年間でございます。 続きまして、申請番号30-609番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は花きを生産する農地所有適格法人でございます。

発言者	議 事 内 容
振興係長	ます。 貸借期間は10年間でございます。 次に、6ページの申請番号30-610番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家でございます。 貸借期間は3年間でございます。 続きまして、申請番号30-611番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。 貸借期間は1年間でございます。 続きまして、申請番号30-612番につきましては、新規の使用貸借権設定でございます。借主はタマネギ等を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料7-1の位置図をご覧ください。7月14日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料7-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は3年間でございます。 次に、7ページの申請番号30-613番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はレタス等を生産する農家でございます。 貸借期間は3年間でございます。 続きまして、75-601番及び75-602番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主は大豆等を生産する農地所有適格法人でございます。 貸借期間は3年間でございます。 なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第5号「市民農園整備促進法第7条第3項及び第5項の規定による市民農園開設認定の変更に係る決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	8ページの議案第5号につきましては、はじめに農政課からご説明いただきます。

発言者	議 事 内 容
活用担当 係長	活用担当係の阿部でございます。それではご説明いたします。 このたびの市民農園整備計画は、5月25日開催の第14期第35回総会で「農園として使用する区域」が決定されたことを受けたものでございます。令和8年7月6日付けで、北海道知事との協議及び札幌市長による区域変更指定の告示が完了いたしました。これに伴い、開設者からの「市民農園整備運営計画の変更認定」の手続きを進めるものでございます。 資料8－1の位置図をご覧ください。当該地は、主要道道真駒内御料札幌線沿いに位置する区域でございます。変更後の配置図につきましては、資料8－2に示しております。 資料8－3の「市民農園整備計画の概要」をご覧ください。主な変更内容は、「農園面積」「区画数」及び「附帯施設の配置」でございます。面積及び区画数につきましては、一部区域の廃止と新たな拡張により、変更後は24,688.18㎡、256区画となります。また、区域の変更に合わせて、駐車場や休憩所、トイレなどの附帯施設、及び通路を再配置いたします。 これら施設の再配置に伴う農地転用要件や土地利用計画との調和につきましては、先般の区域変更時に関係部局との調整を終えており、すべて支障ないことを確認済みです。また、市民農園整備促進法の認定基準にもすべて適合しております。 今回の変更後におきましても、引き続き開設者による随時の巡回指導や「市民農園利用のきまり」の遵守など、適切な維持管理体制のもとで適正な利用が確保される計画となっております。 以上のことから、本計画の変更は有効かつ適切であると認められますので、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づく決定を受けたくご依頼いたします。なお、ご決定いただいた後は、北海道からの同意を得た上で札幌市長が認定することとなっております。
振興係長	今の農政課からの依頼に対しまして、農業委員会の審査調書の事務局案として作成したものが資料8－4となっております。この案のとおり決定してよろしいかご審議願います。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第5号につきましては原案どおり決定い

発言者	議 事 内 容
議 長	たします。 続きまして、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し案」について上程いたします。農業支援課から説明をお願いいたします。
担い手支援 担当係長	担い手支援担当係長の柏木でございます。 本題に入る前に、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以降、「基本構想」と呼びます。)の根拠法令等についてご説明します。基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき札幌市が策定するものとなっており、これを定めようとするときには、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴くこととされていることから、本日、基本構想の見直しの内容についてご説明いたします。 説明資料についてですが、主に資料9-1「札幌市の基本構想案の概要」を使用いたします。資料9-2は基本構想案の本文、資料9-3は令和4年に策定し令和5年に改定した現行の基本構想との対照表となっていますので、適宜ご確認いただければと思います。 まず、基本構想の策定目的や関連施策について、資料9-1の1ページ目の上段から中段にかけてをご覧ください。農業経営基盤強化促進法では、都道府県が、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための総合的な計画である「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以降、「基本方針」と呼びます。)を策定すること、そして市町村はその内容を踏まえ基本構想を策定することと規定されています。基本方針はおおむね5年ごとにその後の10年を見通して策定され、北海道は令和8年3月に、目標年度を令和17年度とした新たな基本方針を策定しています。これを受け、今回札幌市では、目標年度を令和17年度とした基本構想を策定すべく見直しを行います。 続いて、資料の点線で囲った部分、基本構想の策定目的は、効率的かつ安定的な農業経営、すなわち認定農業者及び認定新規就農者の目標を明らかにし、農用地の利用集積や経営の合理化等を促進することです。札幌市が、認定農業者制度及び認定新規就農者制度を実施し、これらに関連する国の支援施策や農業制度資金を活用していくために、必要な構想となっています。 それでは、基本構想の内容の説明に移ります。基本構想は第1から第6の大項目で構成されており、それぞれの概要を順にご説明し、今回見直しを行う主要な箇所について合わせてご説明していきます。 はじめに、1ページ目から2ページ目までの、第1「農業経営基盤強化

発言者	議 事 内 容
担い手支援 担当係長	促進に関する目標」です。ここでは、札幌市の農業の現状と課題を示した上で、経営基盤強化に関する取組の方向性、認定農業者や認定新規就農者の目標所得水準や労働時間、新規就農者等に関する目標を記載しています。今回見直しを行った主な箇所は、2点です。1点目は、1ページ目の第1－2にある札幌市農業の現状と課題の部分です。現行の基本構想で、生産環境を維持していく上での課題を「担い手不足」としていたところ、「現役農業者の経営安定」と「新たな担い手へ農地を円滑に引き継いでいくこと」と少し具体的な記載に改めました。本質的な内容に変更はありませんが、地域計画を策定する過程で具体化してきた内容を、課題として記しています。もう1点は、1ページ目下段の第1－3－(2)のうち、認定農業者の目標とする所得水準です。ここでは、主たる従事者が他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現しうる年間農業所得の水準を示しています。現行の基本構想では1人あたりおおむね480万円としていましたが、札幌市における他産業従事者の生涯所得が近年の賃金上昇を受け増加していると推計されることから、1人あたりおおむね520万円に変更します。なお、2ページ目上段の(3)、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する認定新規就農者が目標とする所得水準については、認定農業者の目標水準のおおむね5割としていること、及び近年の青年等就農計画に基づく新規就農者の経営状況を踏まえ、1人あたりおおむね240万円と現行の目標のままとしています。 3ページ目の第2「効率的かつ安定的な農業経営の基本指標」に移ります。ここでは、認定農業者が目標とする所得水準や労働時間等を達成しうる指標の例として、7つの営農類型を示しています。現行の基本構想ではタマネギ、ハウレンソウ、レタス・ブロッコリー、カボチャのほか、果樹と酪農に関する類型を掲載していたところ、札幌市の主要農産物の1つであるコマツナに関する類型を今回追加しました。 続いて、第3「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」、すなわち認定新規就農者に関する指標としては、4つの営農類型を例示しています。先ほどと同様、コマツナに関する類型を今回追加しています。 3ページ目の中段の第4「上記に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、札幌市の農業の維持・発展に向け、認定農業者制度や認定新規就農者制度を活用していく上での、札幌市の取組と関係機関との連携体制等について記載しています。本項目については、時点修正や実態に即した文言の細かな変更等はあるものの、大

発言者	議 事 内 容
担い手支援 担当係長	きな見直し箇所はありません。 次に、3ページ目下段の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」についてです。本項目は、第1から第4までに示した認定農業者及び認定新規就農者に関する目標、確保・育成に関する考え方を踏まえ、それらが利用する農地面積の目標を記載するものとなっており、今回見直しを行った箇所の1つです。ここで、資料9－3の新旧対照表の17ページをご覧ください。右側、現行の基本構想では「意欲ある多様な担い手の農地利用面積割合」を目標値としており、認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者だけでなく、札幌市中核農家や法人の経営地を含めた面積の割合を算定していました。今回の見直しでは、本項目で本来求められている認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準到達者が利用する農地面積を踏まえた目標に改めるべく、農林水産省が行う調査で毎年算出している「担い手の農地利用面積割合」を目標値としました。これに伴い、割合算出時の分母となる面積も、現行の農林業センサスにおける経営耕地面積から、作物統計調査における耕地面積に変更となっています。令和7年度時点の「担い手の農地利用面積割合」は36.7%で、令和17年度の目標値は40%以上としました。 資料9－1の概要に戻りまして、4ページ目の第6「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」です。ここでは、第1から第4までに示した事項のほか、札幌市が行う経営基盤強化の推進に関する方針を記載しています。現行の基本構想から大きく見直しをする部分はなく、札幌市は、生産規模の大幅な拡大や集約化が難しい市の特性を踏まえ地域計画を策定し、農地中間管理事業の活用等により担い手への農地集積を促進する旨を記載します。 内容の説明については以上です。今後の予定については、この後、農業委員会及び農業協同組合の意見を書面にて頂戴し、必要に応じ修正をした上で、基本構想案をまとめます。その後、北海道との協議に移り、同意が得られましたら新たな基本構想を策定し、告示する予定となっております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤井委員	資料では20ページを超える詳細な内容となっております。私個人の

発言者	議 事 内 容
藤井委員	事情を申し上げますと、当方の耕作地は札幌市の農地全体の1割以上を占めております。この件につきましては、再度勉強会を開催していただきたいというお願いをしたいと思います。
議 長	この案はよろしいとした上で、改めまして勉強会の場を設けてほしいというご提案でよろしいですか。
藤井委員	はい、そうです。その上で農業委員会のみならず、関連する方々にもご案内いただき、勉強会を開催していただきたいと思います。
事務局次長	基本構想についての勉強会ということでよろしいでしょうか。
藤井委員	本件は札幌市の長期計画に関わる内容も含まれており、市長からの提案でもありますので、支障が生じないよう、早い段階で、農業委員会や関連する方々も入れた勉強会を開催していただきたいと思います。
事務局次長	市長部局で策定する前にということでしょうか。
藤井委員	かなり新しくなっているところもありますので。
議 長	この案はよろしいとした上で、勉強会をということですね。先ほど説明があった事項に関しては案のとおりでよろしいですか。
藤井委員	そうです。この案はこの案として、私たちも理解できていないところ、忘れているところもありますので、再度詳しく説明をお願いしたいと思います。
事務局長	それでは、事務局が農業委員の皆様の説明する場として開催いたします。藤井委員のご意見としては、今回は農業委員会の意見としてはなしとして、勉強会は例えば次回の総会の前後ということでもよろしいでしょうか。
藤井委員	市長からの提案ですので、支障が出ないようできるだけ早めをお願いしたいと思います。
事務局長	1か月後とかであれば構わないでしょうか。
担い手支援 担当係長	基本構想の策定スケジュールにつきまして補足させていただきます。本日ご説明申し上げました後、農業委員会よりご意見を頂戴し、北海道へ提出する運びとなっております。北海道への提出は8月中を予定しておりますため、勉強会の開催時期としては事後的なものになってしまう可能性がございますが、その点につきましてはご了承いただければと思います。
藤井委員	こちらからのお願いとなりますが、北海道へ提出するのに期限があると思いますので、支障がないよう、できるだけ早くお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありましたが、基本構想の概要については案のとおりでよろしいですか。

発言者	議 事 内 容
藤井委員	現行から変更となる部分がありますので、それについても勉強会でわかりやすく説明していただけると良いと思います。
議 長	説明があった案のとおりでよろしいということでしょうか。
藤井委員	北海道にはいつまでに提出しなければいけないのですか。
担い手支援 担当係長	8月末を目途に北海道へ基本構想案として提出し、その後協議に入ります。パブリックコメントを実施するものではありませんので、北海道知事の同意が得られ次第、基本構想を決定します。9月からの北海道との協議について詳細なスケジュールは不明です。
議 長	藤井委員からは勉強会を開催してほしいという意見が出ましたが、他にご意見やご質問はございませんか。
平佐委員	お願いということで勉強会の機会を作っていただければそれでよろしいと思います。
議 長	基本構想については前向きに進めるということでしょうか。
	(異議なし)
事務局次長	農業委員会として具体的な意見があるのか、もしくは意見なしとして回答してよろしいのかということをご決定いただければと思います。
議 長	意見なしということでしょうか。
	(異議なし)
事務局長	勉強会の中身ですが、変更の内容は今回説明したものがすべてですが、藤井委員としては、そもそもこの構想がどういうものであるというようなところから説明をお聞きになりたいという趣旨でしょうか。
藤井委員	変更点は資料に書いてありますが、理解しきれないところもありますから、わかりやすく丁寧に説明していただければありがたいと思います。
事務局次長	この時間で行った以上の詳しい内容の説明をしてほしいということでしょうか。今回に関しては意見なしということで。
議 長	事務局から補足はありますか。
振興係長	他には特にございません。
議 長	それでは、議案第6号につきましては意見なしということで決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第9号までについて事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 11ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であっ

発言者	議 事 内 容
振興係長	たことから受理したものでございます。 12ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人及び2社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては、資料10－1及び10－2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料11－1及び11－2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。 13ページから15ページまでの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、6月18日の第14期第36回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知があったものです。 16ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」については、議案第1号の申請番号70-302番でご説明したとおりでございます。 17ページの報告第5号「地域計画の変更案に係る意見」について、6月18日の第14期第36回総会で「地域計画」に係る目標地図の素案についてご審議いただいたところです。 このたび、それを踏まえた「地域計画」の変更案について札幌市長から意見照会があり、内容を精査したところ、素案どおりに目標地図が作成されていることから、「意見無し」と回答したものでございます。
農地係長	続きまして、18ページの報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、厚別区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、住宅建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 19ページの報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、北区で1件、東区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、宅地造成、駐車場造成のために

発言者	議 事 内 容
農地係長	転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 20ページから23ページまでの報告第8号「現況証明」について、北区で7件、東区で8件、白石区で5件、豊平区で2件、清田区で3件、南区で1件、西区で5件、手稲区で1件、合計32件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、24ページの報告第9号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、南区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
藤井委員	報告第2号の資料10－1の法人ですが、経営面積が1.8haと報告されていますが、現在ほとんどタマネギの栽培がされていない状態です。 営利目的で市街化調整区域で貸し倉庫を十数棟建てて、そこで別法人でしめ飾りを作っているようでして、第三者に貸して耕作していないようです。 報告が現況と違うのではないのでしょうか。
振興係長	実態が書類と異なるというお話ですので、それについては今後確認をして参りたいと思います。
藤井委員	私はそこに隣接した農地を借りて耕作しているので、状況を知っていますが、貸倉庫だけで十数棟もっています。 私は正式に転用していないため、農地法違反に当たるのではないかと考えており、農業法人として認めている以上、農業委員会として指導していかねばならないと考えます。
議 長	現状は報告と違うということですか。
藤井委員	内容が違っているということです。
事務局次長	今回は法人から提出された報告書の内容を審査した結果を報告しておりますが、違反ではないかというお話を藤井委員から伺いましたので、事務局の方で確認して参りたいと思います。
藤井委員	実地での調査をお願いします。
事務局次長	確認いたします。
議 長	後ほど確認するということですね。 他にご質問、ご意見はございませんか。

発言者	議 事 内 容
	(意見なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和8年9月24日、木曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第4回総会は令和8年9月24日、木曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時50分